

建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱要綱

制 定 平成9年4月1日
最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律123号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)で使用する用語の例による。

(申請等の処理区分)

第3条 申請等の審査又は事務処理の区分は、香川県事務決裁規程(昭和44年香川県訓令第2号。以下「事務決裁規程」という。)及び香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号。以下「事務決裁規則」という。)によるほか、次の表の(あ)欄に掲げる申請等にあつては、同表の(い)欄に掲げる建築物の種別に応じ、それぞれ同表の(う)欄に掲げるとおりとする。

(あ) 申請等	(い) 建築物の種別	(う) 審査又は事務処理の区分
法第17条第1項、第18条第1項に規定する認定の申請 法第19条に規定する報告の徴収	ア 建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物で3以上の地上階数を有し、又は延べ面積が1,000平方メートル以上であるもの	本庁(建築指導課という。以下同じ。)
法第22条第1項に規定する認定の申請 法第25条第1項に規定する認定の申請	イ 建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物でア以外のもの	出先機関(土木事務所又は小豆総合事務所をいう。以下同じ。)のうち、当該申請等に係る建築物の敷地の区域を所轄する出先機関。 ただし、当該敷地の区域の所轄が高松土木事務所の場合にあつては、本庁とする。
	ウ 建築基準法第6条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物で5以上の地上階数を有し、又は延べ面積が3,000平方メートル以上であるもの	本庁
	エ 建築基準法第6条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物でウ以外のもの	当該申請等に係る建築物の敷地の区域を所轄する出先機関 ただし、当該敷地の区域の所轄が高松土木事務所の場合にあつては、本庁とする。

(指示に必要な場合の報告)

第4条 法第15条第4項の規定により、知事から報告を求められた特定既存耐震不適格建築物の所有者は、地震に対する安全性の向上に必要な事項の耐震改修状況報告書(第1号様式)を、知事に提出するものとする。

(軽微な変更手続き)

第5条 省令第32条で定める軽微な変更を行うとする認定事業者は、報告書(第2号様式)を1部、知事に提出するものとする。

(建築主事等への同意と通知)

第6条 知事は、耐震改修の計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定により通知を要するものの耐震改修の計画を認定をしようとする場合は建築主事に照会(第3号様式)し、回答書(第4号様式)により同意を求め、また計画を認定した場合は遅滞なく建築主事に通知(第5号様式)するものとする。

2 前項の規定は、建築基準法第93条の消防長等の同意等について準用する。

(認定後の報告)

第7条 法第19条による報告を求められた認定事業者は、認定建築物耐震改修状況報告書(第6号様式)を1部、知事に提出するものとする。

(完了報告)

第8条 認定事業者は、認定を受けた計画の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書(第7号様式)を1部、知事に提出するものとする。

(計画の中止又は廃止)

第9条 法第17条第1項の申請を行った者は、認定を受ける前に計画の中止又は廃止等により、申請を取り下げしようとするときは、認定申請取下届(第8号様式)を1部、知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、法第21条による認定の取消を行ったときは、速やかに認定事業者に通知するものとする。

2 前項の取消を行った認定が、その認定時に法第17条第4項及び第5項の同意等を受けたものである場合、知事は、同意等を行った建築主事等に対し、認定が取消となった旨を速やかに通知しなければならない。

(関係機関への通知)

第11条 知事は、認定事業への融資及び補助の状況並びに計画認定建築物への課税の状況把握に努め、変更の認定や取消を行ったときは、必要に応じ、関係機関にその旨を通知するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第12条 第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による報告については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の

利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。